

第 11 号議案

愛南町ひとり親家庭医療費助成条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

愛南町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例
愛南町ひとり親家庭医療費助成条例(平成 16 年愛南町条例第 118 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中ウをカとし、イをオとし、アの次に次のように加える。

イ 学校教育法第 124 条に規定する専修学校に就学している者

ウ 学校教育法第 134 条第 1 項に規定する各種学校に就学している者

エ 国民年金法施行規則(昭和 35 年厚生省令第 12 号)第 77 条の 6 に規定する教育施設に就学している者

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 3 月 7 日提出

愛南町長 中村 維伯

提案理由

医療費助成の対象となる者の学校の範囲を拡大することにより、ひとり親家庭の医療費負担の軽減を図るため。

愛南町ひとり親家庭医療費助成条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 児童とは、20歳に満たない者(月の初日以外の日において20歳に達するときは、その属する月の末日まで20歳に満たない者とみなす。)及び20歳に達した日以後において引き続き次に掲げる状態にある者をいう。</p> <p>ア 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>イ</u> 略</p> <p><u>ウ</u> 略</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 児童とは、20歳に満たない者(月の初日以外の日において20歳に達するときは、その属する月の末日まで20歳に満たない者とみなす。)及び20歳に達した日以後において引き続き次に掲げる状態にある者をいう。</p> <p>ア 略</p> <p><u>イ 学校教育法第124条に規定する専修学校に就学している者</u></p> <p><u>ウ 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校に就学している者</u></p> <p><u>エ 国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号)第77条の6に規定する教育施設に就学している者</u></p> <p><u>オ</u> 略</p> <p><u>カ</u> 略</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>以下 略</p>